

1 要件が見直しされる加算について【届出必要】

次の加算については、報酬改定により加算要件等が見直しがなされます。

見直しにより届出が必要な事業所や、4月から新たに当該加算を算定される事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい児支援事業

児童指導員等加配加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

《児童指導員等加配加算の見直し》

[現行]

【児童発達支援センター（障害児）】

理学療法士等を配置 区に応じて22～62単位/日

児童指導員等を配置 同 15～41単位/日

その他の従業者を配置 同 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

理学療法士等を配置 区に応じて75～187単位/日

児童指導員等を配置 同 49～123単位/日

その他の従業者を配置 同 36～90単位/日

[見直し後]

【児童発達支援センター】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区に応じて22～62単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位/日

その他の従業者を配置 11～30単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】

児童指導員等を配置

常勤専従・経験5年以上 区に応じて75～187単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 59～152単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 49～123単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 43～107単位/日

その他の従業者を配置 36～90単位/日

※「経験」は児童福祉事業等に従事した経験年数

○本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他従業者を1以上配置していること
 - ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
 - ・勘案する経験年数は、児童福祉事業（特別支援学校又は特別支援学級での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする
- 常勤換算の場合、児童指導員等とその他従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合には、低い区分の単位を算定する
- 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

強度行動障害児支援加算（児童発達支援）

《強度行動障害児支援加算の見直し》

【現行】

強度行動障害児支援加算 155 単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】

強度行動障害児支援加算 200 単位/日

（加算開始から 90 日以内の期間は、さらに + 500 単位/日）

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

強度行動障害児支援加算（放課後等デイサービス）

《強度行動障害児支援加算の見直し》

【現行】

強度行動障害児支援加算 155 単位/日

※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】

強度行動障害児支援加算(I)（児基準 20 点以上） 200 単位/日 ①

強度行動障害児支援加算(II)（児基準 30 点以上） 250 単位/日 ②

（加算開始から 90 日以内の期間は、さらに + 500 単位/日）

※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

②強度行動障害支援者養成研修（中核の人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

送迎加算（児童発達支援、放課後等デイサービス（児発セ、主に重症心身のみ届出））

《送迎加算の見直し》

[現行]

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54 単位/回

医療的ケア児 + 37 単位/回

（※）医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ。看護職員の付き添いが必要。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 37 単位/回

（※）職員の付き添いが必要

[見直し後]

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外】

障害児 54 単位/回

重症心身障害児 + 40 単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア 16 点以上の場合） + 80 単位/回

医療的ケア児（その他の場合） + 40 単位/回

（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

【児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所】

重症心身障害児 40 単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア 16 点以上の場合） 80 単位/回

医療的ケア児（その他の場合） 40 単位/回

（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

（※）医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

人工内耳装用児支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス【新設】）

〈人工内耳装用児支援加算の見直し〉

[現行]

人工内耳装用児支援加算 利用定員に応じて445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合

[見直し後]

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）利用定員に応じて445～603単位/日…①

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）150単位/日…②

※①児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を1以上加配配置（常勤又は常勤換算による）し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は 児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を1以上配置（単なる配置で可）し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

延長支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。

延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

〈延長支援加算の見直し〉

[現行]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児
延長1時間未満	61単位/日	128単位/日
同1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日

※営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

[見直し後]

延長支援加算	障害児	重症心身障害児・医療的ケア児
延長1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
同2時間以上	123単位/日	256単位/日
（延長30分以上1時間未満	61単位/日	128単位/日。利用者都合に限る。）

【主な要件】

- ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
- ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
- ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
- ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて延長支援（1時間以上）を行うこと（※支援が必要な理由、延長時間、支援内容等）
- ・ 延長支援を行う時間帯に職員を2（対象児が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること
（うち1以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）

個別サポート加算（Ⅰ）（放課後等デイサービス）

《個別サポート加算（Ⅰ）の見直し》

行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

[現 行]

個別サポート加算（Ⅰ） 100単位/日

[見直し後]

個別サポート加算（Ⅰ） 90単位/日…①

120単位/日…②

※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合

②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

訪問支援員特別加算（居宅訪問型児童発達支援）

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日 …①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日 …②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

訪問支援員特別加算（保育所等訪問支援）

支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

《訪問支援員特別加算の見直し》

[現 行]

訪問支援員特別加算 679単位/日

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合

[見直し後]

訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日 …①

訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日 …②

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上（又は保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満（又は保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

小規模グループケア加算（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設）

より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算について、より小規模なケアの評価の見直しを行う。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。

《小規模グループケア加算の見直し》

[現行]

小規模グループケア加算（定員4～8名※） 240単位/日

（※）都道府県知事が認めた施設については最大10名

サテライト型（定員4～6名）として実施した場合 +308単位/日

（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は2以上）配置

[見直し後]

小規模グループケア加算（Ⅰ）（定員4～6名） 320単位/日

小規模グループケア加算（Ⅱ）（定員7名又は8名） 233単位/日

（※）都道府県知事が認めた施設で定員9名又は10名の場合 186単位/日

サテライト型（定員4～6名）として実施した場合 +378単位/日

（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は3以上（うち2は兼務可））配置

強度行動障害児特別支援加算（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設）

強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。

《強度行動障害児特別支援加算の見直し》

[現行]

強度行動障害児特別支援加算 781単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+700単位/日）

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

【設備】居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

[見直し後]

強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上） 390単位/日

強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上） 781単位/日

（加算開始から90日以内の期間は、更に+700単位/日）

※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合

【体制】医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員（常勤・常勤換算ではなく単に配置で可）を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算（Ⅱ）は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員（常勤・常勤換算ではなく単に配置で可）を配置。

【設備】居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける。

主任相談支援専門員配置加算（計画相談、障がい児相談）

《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

[現行]

主任相談支援専門員配置加算 100 単位/月

※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

[見直し後]

専ら指定計画相談の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が主任相談支援専門員である事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。

① 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300 単位/月

(一) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所に限る。

(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定特定相談支援事業所の従業者に加え、当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たった際の留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言

エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

②主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100 単位/月

当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①のウのアからウに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）

2 新設される加算について【届出必要】

次の加算については、報酬改定により加算が新設されました。

新たに当該加算を算定される事業所は、令和6年4月30日（火）（消印有効）までに郵送にて必要書類を送付してください。

(1) 障がい児支援事業

食事提供加算（児童発達支援センターのみ）

《食事提供加算【新設】》

食事提供加算（Ⅰ）30単位/日 ①

食事提供加算（Ⅱ）40単位/日 ②

※ 児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して 利用する障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合

① 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合

② 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合

○本加算は、児童発達支援センターにおいて、低所得・中間所得世帯の児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するもの

【対象となる児】低所得・中間所得世帯の児

【主な要件】

- ・児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること(調理室での調理の外部委託は可。外部搬入は不可)
- ・栄養士(加算Ⅰ)又は管理栄養士(加算Ⅱ)が献立の確認及び食事提供の助言・指導を行うこと(栄養士・管理栄養士は従業者でなく外部との連携により確保することも可)
- ・障害児の特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと
- ・障害児ごとの食事の摂取量、身長・体重・その他の身体の成長に関する事項を記録すること
- ・食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること(行事食の提供や調理実習の実施等)
- ・保護者の求めに応じて、食事・栄養に関する相談援助を行うこと
- ・障害児の家族等に対して、年に1回以上食事・栄養に関する研修を計画的に実施していること(加算Ⅱのみ)

共生型サービス医療的ケア児支援加算(共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス)

《共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】》

※ 共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算(児童発達支援、放課後等デイサービス)

《視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】》

※ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置（基準により配置する職員も可。）して、支援を行った場合

（視覚障害）点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

（聴覚障害又は言語機能障害）日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者

（障害のある当事者）障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者

強度行動障害児支援加算(居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

《強度行動障害児支援加算【新設】》

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員（児童発達支援管理責任者でも可。）を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

入浴支援加算（児童発達支援、放課後等デイサービス）

《入浴支援加算【新設】》

- ※ 医療的ケア児又は重症心身障がい児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合
- ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること。
 - ・安全に入浴させるために必要な体制を確保していることなど。

多職種連携支援加算（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

《多職種連携支援加算【新設】》

- ※ 訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合
- ・2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員であること
 - ・複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有していること。具体的には、以下の①～⑦のうち、異なる資格・経験を有する訪問支援員であること
 - ①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員

要支援児童加算（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

《要支援児童加算【新設】》

被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

- ア 要支援児童加算（Ⅰ） 150 単位 回（月に1回を限度）・・・①
イ 要支援児童加算（Ⅱ） 150 単位 回（月に4回を限度）・・・②

※要保護・要支援児童に対し、

- ①児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合
 - ②一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合。
- イ 要支援児童加算（Ⅱ）を算定する場合は届出が必要です。

【主な要件】

- ・心理担当職員 障害児に対する直接支援・相談支援又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上を1以上配置していること
- ・心理支援室等、専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること
- ・心理担当職員が、児童相談所等関係機関からの情報も踏まえながら、当該児童の成育環境・心理的側面等について評価を行い、当該評価を踏まえて当該児童に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと
- ・心理支援の内容や当該児童の状況等の要点について、記録を行うこと

障害者支援施設等感染症対策向上加算（福祉型障害児入所施設）

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。また、医療診療報酬点数表の感染対策向上加算の届け出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10 単位/月

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5 単位/月

【主な要件】

<障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）>

- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
- ・協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること
- ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

<障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）>

- ・医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること